

報告

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について

令和元年 6 月 13 日
高 校 教 育 課

京都府立北稜高等学校において、第 1 回学校運営協議会（コミュニティ・スクール）が開催されましたので、報告します。

1 日 時 令和元年 5 月 29 日 午前 10 時～同 11 時 30 分

2 組 織

- (1) 京都府立北稜高等学校学校運営協議会
- (2) 学校運営協議会の構成（9名）

P T A 連合会元会長、地元中学校長、地元小学校長、地元介護老人保健施設事務長、近隣大学学生部長、地元自治連合会長、近隣研究機関教授、P T A 会長、校長

2 学校運営協議会の概要

- (1) 会長、副会長の選出
- (2) 平成 31 年度学校経営計画について

学校長から、学校経営方針や学校経営の重点である目標や学校の具体的方策について、学校の現状を説明し、意見交換の後、承認を得た。

1 学習指導についての主な意見

新学習指導要領への対応については、主体的、対話的で深い学びの実現に向けて、授業が変わるとと思うが、授業時間を増やさないとできないのではないか。

→ 対話的な授業を行うと時間がかかることも事実であるが、生徒への一方的な授業にならないよう授業改善に取り組んでいるところである。

2 生徒指導についての主な意見

- ・スマートフォン問題は深刻である。
- ・大阪府等の「持たせる指導」には疑問を感じている。
- ・スマートフォンの利用に限らず、生徒の家庭での過ごし方を知ることが大切である。
- ・北稜高校の生徒は、立ち振る舞いもよい生徒が多く、小学生にも良い影響を与えているので、交流を続けていきたい。

(3) 平成 31 年度実施教育課程について

学校長から、教育課程について説明し、意見交換の後、承認を得た。

- ・入学後に文理コース、英語コース、総合コースを選択することになっているが、その中でも英語コースについては、例えば希望者にオーストラリア英語合宿を設定するなど、英語によるコミュニケーション力を育成するため特色のある取組がなされていると感じている。
- ・府教委から教育課程に「京都学」などの科目を入れるような要請はないのか。
→ 全校で教育課程を設定することにはなっていないが、北稜高校においては、「国際理解」「環境教育」「表現活動」を 3 つの柱としており、日常からその内容を充実させるための教育活動を行っていく。

3 その他

今年度については、あと 2 回程度開催を予定されている。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

「地域とともにある学校づくり」を目指して

連携・協働

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、**学校と地域の連携・協働**の重要性が指摘されています。

社会総掛かり

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、**社会総掛かりでの教育の実現**が不可欠です。

共有

輝く子供たちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という**目標やビジョンを共有**することが重要です。

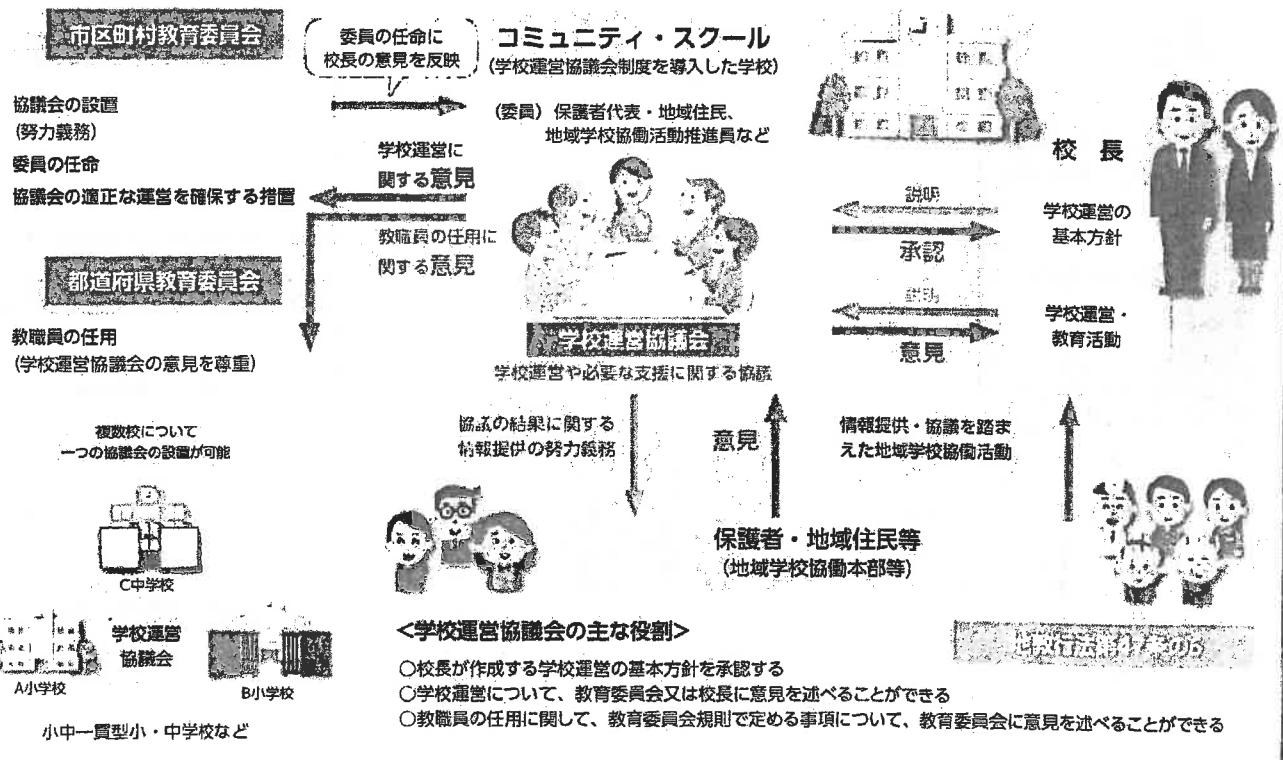
地域とともに
ある学校づくり

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる**「地域とともにある学校づくり」への転換**を図るための有効な仕組みです。

コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

→ コミュニティ・スクール = 学校運営協議会 を導入した学校

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み



►► コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に関する法改正（平成29年4月施行）

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6)

- 学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務に
- 学校運営への必要な支援についても協議すること
- 学校運営協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者（地域学校協働活動推進員等）を追加
- 教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることが可能に
- 複数校で一つの学校運営協議会を設置することが可能に
- 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することが努力義務に

コミュニティ・スクールの主な3つの機能

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6】

▶▶ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する

学校運営協議会は、校長の作成する「学校運営の基本方針の承認」を通じて、**育てたい子供像や目指す学校像等に**に関する**学校運営のビジョンを共有します。**保護者や地域住民等の意向を当該方針に反映させることで、地域住民等が校長とともに学校運営に責任を負っているという自覚と意識が高まるとともに、学校運営の最終責任者である校長を支え、学校を応援することができます。

ビジョンを共有するにあたっては、一方が伺いをたて、一方がそれを了承するという関係ではなく、**学校と協議会が対等な立場に立ち、お互いに当事者意識を持って、目指すところを共有し、協働へつなげていくことが重要です。**

校長は、承認された学校運営の基本方針に沿い、その権限と責任において教育課程の編成等の具体的な学校運営を行うことになります。



▶▶ 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる

学校運営協議会は、**広く地域住民等の意見を反映させる**観点から、校長が作成する基本方針の承認にとどまらず、当該学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して主体的に意見を申し出ることができます。委員からは、子供たちの教育や学校運営の当事者としての意見が得られ、学校だけでは気づくことができなかった学校の魅力や課題を共有することができます。

学校運営協議会が教育委員会や校長に対して意見を述べるときは、個人の意見がそのまま尊重されるのではなく、保護者や地域住民等の代表による**合議体としての意見**を述べることになります。



▶▶ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

学校運営協議会は、**学校の課題解決や教育活動の充実のために校内体制の整備充実を図る**観点から、教職員の採用その他の任用に関する事項について、直接、任命権者に対して意見を述べることができます。学校運営の基本方針を踏まえ、学校と学校運営協議会が実現しようとする教育目標等に適った教職員の配置を求めるための重要な機能です。

任命権者(都道府県・政令市)は域内の実情を踏まえつつ、学校運営協議会からの意見を尊重するよう努めますが、任命権者の任命権の行使そのものを拘束するものではありません。

また、校長の意見具申権そのものに変更が生じるものではありません。(→ P7: Q&A)

